

日行連発第5号  
平成29年4月3日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

自動車登録番号標等を返付する際の取扱い方法について（周知）

標記の件について、国土交通省より通達が発出されましたので、下記のとおり送付いたします。

つきましては、貴会会員への周知につきご協力くださるようお願い申し上げます。

記

【送付文書】

1. 通達（国自情第283号 国自整第394号）
2. 返納等の流れ（参考資料）
3. 自動車登録番号標の交換と同一番号標再交付の取扱い一覧表
4. 出張封印確認書（イメージ）

実際に使用する様式については、各運輸支局等の指示に従ってください。

※ いずれの資料も国土交通省より提供されたものです。

本通達により、出張封印方式の場合のナンバープレートの後返しが可能となりますが、再交付と交換申請の間違いが出張封印時に判明することのないように、手順について確認してください。

また、万が一、出張封印時に間違いが判明した場合は、道路運送車両法施行規則第15条の2による確認が可能な場合には封印の取り付けを行っていただき、速やかに運輸支局等に報告をお願いします。この場合、別途申請書の再提出及び手数料の差額が発生する場合は差額の支払いが必要になる場合があります。

以上